

実際には、遺族にはなんら責任はないわけであるが、「もし…していれば」という罪悪感が生じる。また、子どもの場合には死の前に親に怒られたり、兄弟とのけんかで「いなくなってしまうばいい」とか、「死んでしまえばよい」などと思ったことで、死んだのではないかという罪悪感が生じることがある。

③ 誰かを非難してしまう

罪悪感に伴って、家族の誰かを非難したいという欲求が生じやすくなる。特に親がついていて子どもを守れなかった場合には、その親への非難が生じたり、兄弟の一方が亡なった場合には、もう1人の兄弟に対して非難や欲求不満が向いたりする。

④ 裁判などが終わるまで悲しむことができない

交通事故で刑事裁判や民事裁判、補償の問題があるとそれに気をとられてしまい、十分に悲しむことができないという問題が出てくる。これらの手続きが終了した後に、悲嘆反応が表れることがある。

⑤ 強い無力感と怒り

突然の予期しない死は、自分たちにはどうすることもできないという感覚を生じさせ、強い無力感を生む。この無力感に対抗してコントロール感を取り戻そうという試みでもあるが、激しい怒りが生じる。しばしば「加害者を殺したい」というような発言として表れる。

⑥ 故人の遣り残したことの問題

故人が何かを遣り残している場合には、遺族がそれを痛ましく思い引き継いで行うことがある。これを行うことが回復につながる場合もあるが、残された兄弟が親の期待という圧力で兄弟の役割（進学、進路、親への関わり方）などを引き継がなくてはならないというようなことも起きてくる。

⑦ 死について理解したいという強い欲求

事故による死は理不尽なものであるが、どうしてそれが起きたかについて理解したいという欲求がある。それは事故の状況を確認したい、誰に責任があるか追求したい、加害者がどうして事故を起こしたか知りたいという欲求ともなる。そのために民事裁判を起こすこともある。

⑧ 精神疾患をきたす

PTSD やうつ病、不安神経症、アルコールや薬物依存症などの精神疾患をきたす率が高い。

4. 悲嘆が複雑になったり長期化する要因

佐藤（2001）は、死別の回復を妨げる要因として以下のことをあげている。

① 死別状況

突然の予期しない死、事件など暴力的な死、遺族や死者に責任がある場合。

② 遺族と死者の関係

死者との依存的な関係、愛憎半ばするアンビバレントな関係、子どもの死、配偶者の死、幼い子どもを残した母親の死。

③ 遺族の特性

繰り返し死別を体験すること、身体的・精神的な障害を有すること、依存的な性格、不安定な性格、低い自己評価。

④ 社会的要因

家族や親戚、友人が少ないなど孤立した状況、経済状態の悪さ、社会的地位の低さ、仕事にやりがいがない、幼い子どもがいる、家族内に被介護者がいること。

⑤ 二次被害

マスコミの取材、警察、司法関係者、医療関係者からの冷たいぞんざいな対応、未熟な治療者による悲嘆の軽視、近隣の風評など。



IV. 後遺症を抱えた被害者とその家族

交通事故ではしばしば身体的な受傷が発生し、そのためにさまざまな後遺症が発生する。頸部の過進展によるむち打ち症は比較的良好にみられるものであるが、なかなか治りにくく、被害者は長年にしびれやめまい、痛みなど不愉快な症状に苦しめられることになる。

交通事故によって脳に高度の障害を負った被害者では、被害者のみならず、その家族に多大な精神的ストレスが生ずるが、実はこの分野についてはほとんど研究がなされておらず、実態がよく分からないのが現状である。ここでは、主に脳に重度の外傷を負った被害者の家族の問題を取りあげる。